

「働きつづけたい」 「生活を安定させたい」

「使い捨て」をやめさせ 労働者派遣法の抜本改正

労働者派遣は本来、臨時的一時的業務に限定するのが大原則です。日雇い派遣を禁止し、派遣社員の正社員化への道を開きます。

- 有期雇用を厳しく制限し、「首切り自由の使い捨て労働」をなくします。
- パートなど非正規雇用の均等待遇を実現します。
- 最低賃金を時給1000円以上に引き上げ全国一律最賃制をつくりま

異常な長時間労働の 是正を

労働基準法には残業の上限規制がありません。大臣告示「残業時間は年間360時間以内」を法制化します。ヨーロッパでは法制化されている連続休息时间（次の勤務までの時間）最低11時間を法制化します。



- サービス残業に罰則強化
サービス残業根絶へ「サービス残業代」を2倍にするなどペナルティーを強化します。

若い世代の6割が労働組合を「必要」
4割以上が将来、「入りたい」

「週刊ダイヤモンド」（2009/12/05）で、ネット世論調査による「若い世代の労働組合観」を掲載。16歳～20歳の若者500人に質問。「労働組合は必要だと思いますか？」の問いに、「絶対必要」（19.2%）、「どちらかという必要」（42.0%）、「どちらかという不必要」（5.0%）、「まったく不必要」（1.2%）の答え。将来、就職後に労組への加入について4割以上が「入りたい」と回答しています。

「正社員が当たり前」の社会へ力をつくります

「ルールある経済社会を」

日本共産党

日本

働くルール

欧州

時間外労働の上限規制なし
長時間労働で健康破壊深刻に
派遣、パート等の労働条件は劣悪
労働者の「使いすて」がまん延
貧困と格差拡大、各地に「派遣村」



1日8時間労働制、批准せず
日本は働くルールに関する国際労働機関（ILO）が採択した、1日8時間労働制など18本の労働時間・休暇関係の条約を批准していません。こんな国は先進諸国のなかで米国と日本だけ。また、雇用における差別条約、解雇規制条約も批准していません。残業について「ILOが」どうしても必要な緊急なときに限る」としているのに対し、日本は「労使の協定があれば認める」として、財界・大企業いなり上限を法律で規制していないから批准ができません。

女性差別、日本に勧告 国連

日本は1985年に女性差別撤廃条約（1979年12月18日、国連総会で採択）を批准。しかし、実質的にはまったく実行していません。

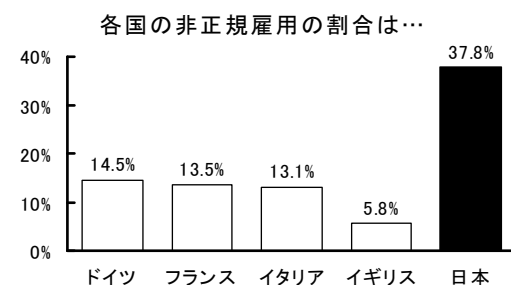
このため日本政府は、国連女性差別撤廃委員会から「女性にたいするあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていない」と批判の勧告を受けています。

欧州と比べ日本は立ち遅れ

労働時間の上限週48時間
派遣、パートの均等待遇
どの国にも「派遣村」はない

- 労働時間指令
残業、変形労働時間を含めて週48時間を超える労働を禁止。
- パートタイム労働司令
パートタイム労働者とフルタイム労働者の均等待遇を定める。
- 有期労働司令
雇用契約期間の定める労働は合理的理由がある場合に限定する。
- 派遣労働司令
派遣労働者と正社員との均等待遇を定める。

欧州では、上の表のように労働者を守る共通のルールがつけられています。欧州規模での、労働組合、経営者団体、公共企業体連合の協議がおこなわれ、団体協約が結ばれています。日本にはありません。



欧州はEU、ILOの資料。日本は総務省「労働力調査」など



世界経済危機で、欧州でも被害を受け、失業者も出ています。しかし、日本の「派遣村」のように、職を失うとともに住宅を奪われ、ホームレスに突き落とされるといふ事態は生まれていません。
欧州では、非正規労働者は1割前後。失業給付は1年から3年程度保障され、生活扶助も手厚く、住まいに関する権利が国民にひろ

く保障されているからです。世界経済危機も、「社会的ルール」があるかどうかで被害の規模や度合いなどは大きく違っています。
「ルールなき資本主義」といわれる日本では、経済危機が特別に残酷な形で現れているのです。いまこそ「ルールある経済社会」への転換が必要です。